

# 意見招請説明書(iPad LTE)

令和6年5月2日  
義務教育課

令和元年度から国の GIGA スクール構想を受け、Society5.0 時代を生きる子供たちにふさわしい、誰一人取り残すことの無い公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、1人1台端末と学校における高速通信ネットワーク等を、岐阜県及び岐阜県内市町村（組合）において整備されました。その整備された環境を児童生徒が活用し、個別最適な学びや協同的な学びが行われています。そうした ICT 機器を活用した学びを一層促進するために、GIGA 第2期の端末等の更新の共同調達を行うために準備を進めています。

この情報提供依頼は、岐阜県及び県内の市町村（組合）にとって最適な端末等の整備を行うため、最適な調達要件を検討するため意見招請及び概算見積の提供を依頼するものです。

## I 情報提供依頼内容

### 1 内容について

「岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備(iPad LTE)仕様書案」を参照すること。

### 2 様式による資料提供

参加者は「岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備(iPad LTE)仕様書案」をもとに、以下の様式を使用して資料を作成すること。

- ・ 様式1 見積書
- ・ 様式2 意見書

### 3 任意様式による資料提供

参加者は、以下の内容を含む提案資料を作成すること。

- ・ 貴社が提供する 標準的な GIGA スクール端末(iPad LTE)パッケージ等
- ・ タブレット端末の 補償内容や運用サポート体制・サポート内容
- ・ 現行端末の下取りや新端末の 残価設定などの提案
- ・ その他 有用な情報

## II 仕様書案等の交付期間及び交付方法等

### 1 交付期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月21日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

### 2 交付方法

① 当課電子メールアドレスに、関係書類の送付依頼のメールを送信してください。

ア 送付依頼先メールアドレス：c17785@pref.gifu.lg.jp

イ 件名は次のようにしてください。

- ・「岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備(iPad LTE)仕様書案等の送付依頼」

ウ 送信者が分かるように次の内容を記載してください。

- ・ 企業名
- ・ 担当者氏名
- ・ 連絡先（電話番号及びメールアドレス）

② 送付依頼メール送信後、2営業日以内に関係書類を当課から送付します。

ア 送付する関係書類は次のとおりです。

- ・ 仕様書案
- ・ 別紙様式1～3

イ 2営業日を過ぎても関係書類が当課から送付されない場合は、Ⅲの4の連絡窓口まで連絡してください。

### Ⅲ 意見書の提出方法等

#### 1 提出期限

令和6年5月30日（木）午後5時まで

#### 2 提出物

##### ① 見積書（様式1）

##### ② 意見書（様式2）

##### ③ 提案資料（任意様式）

- ・ 貴社が提供する標準的なGIGAスクール端末(iPad LTE)パッケージ等
- ・ タブレット端末の補償内容や運用サポート体制・サポート内容
- ・ 現行端末の下取りや新端末の残価設定などの提案
- ・ その他有用な情報

#### 3 提出方法（次の方法により提出）

電子メールに様式を添付して送付

#### 4 提出先及び連絡窓口

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県教育委員会事務局 義務教育課 小中総合支援係

Tel: 058-272-1111（内線 8593）

E-mail: c17785@pref.gifu.lg.jp

### Ⅳ 留意事項

#### 1 見積書について

- (1) 「岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備(iPad LTE)仕様書案」に示す内容をもとに、「見積書（様式1）」に費用を記載してください。

#### 2 意見書等提出について

- (1) 意見には必ず修正案を記入してください。
- (2) 提出された意見は参考としますが、最終的に仕様書に反映するかどうかについては、県が決定します。
- (3) 電話等口頭での質問は受け付けません。質問がある場合は、様式3に記入して電子メールにて送信してください。
- (4) 意見招請の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。
- (5) 電子メールの件名は、「【企業名】岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備(iPad LTE)仕様書案に関する意見等の提出」としてください。本文には、発信元の企業名、担当者名、電子メールアドレスを明記してください。

#### 3 質問への回答について

- (1) 質問へは各々に電子メールで回答します。
- (2) 質問の回答は、仕様書(案)の交付時に確認した電子メールの連絡先に対して送信します。

#### 4 提出された資料の取り扱いについて

- (1) 提出された意見等は、県の情報公開条例に基づいて取り扱われます。
- (2) 提出された意見等は、取り下げには応じられません。

#### 5 その他

今回提供する資料に含まれるすべての情報は、本意見招請以外の利用を認めません。